

## 鳥取市民間交流促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市民間交流促進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、

鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定め

るもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市民が主体となり実施する国内他都市との交流事業を支援し、民間レベルの様々な分野での国内都市交流を促進することにより、本市の地域活性化及び全国への地域情報の発信に資することを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる交流事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業の実施主体が鳥取市民を中心に構成される民間団体であること。
- (2) 鳥取県外の都市の民間団体と交流するものであること。
- (3) 経済、文化、歴史、スポーツ等の分野を問わず、本市と鳥取県外の都市の市民が参画し、市民レベルでの交流を促進するものであること。
- (4) 鳥取県外の都市において実施するものであること。
- (5) 営利を目的としないものであること。
- (6) 鳥取市から別途補助を受けていない事業であること。

### (補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する旅費で、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費（飛行機、汽車、バス等の公共交通機関の運賃の実費）
- (2) 車両借上料
- (3) 使用料（有料道路使用料等）
- (4) 燃料費（ガソリン代等）
- (5) その他必要と認められる経費

### (補助金の額)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、その他の収入を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額（15万円を限度とし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に認める場合にあっては、25万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請における規則第4条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請団体」という。）が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

3 市長は前項による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の省略)

第8条 この要綱に該当する事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届を省略することができる。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれかの早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告に添付すべき同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市民間交流促進事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。